

令和4年第8回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和4年8月25日(木)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和4年8月25日 午後2時58分							
閉 会	令和4年8月25日 午後3時41分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	欠席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	欠席		河野 博	出席	秋池 功	出席
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	欠席	三ツ木 宏之	出席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	出席		
	13	島田 豊	出席		安野 悦男	出席		
議事録署名人			小林 良浩 ・ 島田 豊					
議事参与			板倉 秀行 ・ 下山 優美					
書 記								

会議事件名

- 議案第30号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第31号 農地法第4条の規定による転用許可申請
- 議案第32号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第33号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

顛末

開会 午後2時58分

【会長代理】 これより、令和4年第8回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、12名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 議案書の訂正をお願いします。
議案第32号 農地法第5条の規定による転用許可申請
番号39についてですが、添付書類の補正が間に合わず許可相当か判断ができませんので、保留とし来月に審議をお願いする予定です。
番号39は削除をお願いします。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号5番 小林 良浩 委員・番号13番 島田 豊 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第30号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。
議案第30号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 1件 1筆

番号30
受人は稲作と畑作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は1,100日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は270.39アールであり、当管内の下限面積50アールに達していません。自宅から申請地までは約2.6キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第

	3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【渡邊 秋夫 農業委員】	番号30について調査してまいりました。受人は、稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、花卉を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【加藤 勇 推進委員】	番号30について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第30号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第30号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第31号 農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第31号 農地法第4条の規定による転用許可申請 農家住宅(敷地拡張) 1件 2筆

	<p>番号6</p> <p>申請人は畑作を中心とした農業経営を行っています。今回、土地の地目が農地であることが判明しましたが、申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しています。このため、今後も今までどおり申請地を農家住宅敷地の一部として利用していくため、農家住宅（敷地拡張）として申請するものです。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【矢部 英利 農業委員】</p>	<p>番号6について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農家住宅の敷地拡張ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【金子 昇 推進委員】</p>	<p>番号6について調査してまいりました。申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しており、今後も、今までどおり農家住宅敷地として利用していきます。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>（質問なし）</p>

【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第31号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第31号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第32号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第32号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転 1件 2筆 使用貸借権の設定 4件 5筆</p> <p>番号36 受人は、現在市外の借家に妻と2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用している本申請地を祖父から借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【岩崎 新一 農業委員】	番号36について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【今井 徹 推進委員】	番号36について調査してまいりました。申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しており、今後も、自己用住宅敷地として利用していきます。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については農業集落排水管に接続して放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号37について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号37 受人は、現在市内の妻の実家に義父と家族4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を義父から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【岩崎 新一 農業委員】	番号37について調査してまいりました。申請地は、駅・市町村役場等を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内的の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【今井 徹 推進委員】	番号37について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については農業集落排水管に接続して放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号38について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号38 受人は、現在市外の借家に妻と2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を父から借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【矢部 英利 農業委員】	番号38について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【金子 昇 推進委員】	番号38について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはマウントアップを行います。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号40について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号40 受人は、現在市内の借家に子ども2人と3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【藤村 徳之 農業委員】	番号40について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。

【安野 悦男 推進委員】	番号40について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地はありません。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号41について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号41 受人は、現在市内の妻の実家に妻の父母と家族2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を妻の父母から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、令和4年6月22日付けで農用地区域から除外されています。また、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作することです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【江原 浩昭 農業委員】	番号41について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。

【三ツ木宏之 推進委員】	番号４１について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界には溝を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、水路に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【渡邊秋夫 農業委員】	渡人の２人には持分の記載がありますが、受人の２人にも持分の記載が必要ではないですか。
【事務局】	権利の種別が使用貸借権の設定であり、土地の名義を変えるものではないため、持分の記載は不要です。
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第３２号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第３２号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。 続きまして、議案第３３号 令和４年度最適化活動の目標の設定等について上程いたします。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案第３３号について説明いたします。 平成２８年４月１日からの改正農業委員会等に関する法律の施行により、農業委員会は、農地等の利用の最適化推進状況やその他事務の実施状況を公表し、農林水産省がこれを取りまとめて公表することとなりました。 このため、鴻巣市農業委員会では活動計画及び活動の点検・評価を作成し、農業委員会定例会で決定した後、県を通じて国へ報告するとともに、市ホームページに公表することとなります。 お手元の資料「令和４年度最適化活動の目標の設定等について（案）」をご覧ください。

	(最適化活動の目標の説明)																
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。																
【一同】	(質問なし)																
【議長】	それでは採決を行います。議案第33号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。																
【一同】	(全員挙手)																
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第33号は原案のとおり決定いたします。 続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。																
	令和4年7月12日～令和4年8月10日受付分 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>6件</td> <td>18筆</td> <td>3,956㎡</td> </tr> </table> 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>13件</td> <td>27筆</td> <td>5,509.91㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>1件</td> <td>1筆</td> <td>439㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td>20件</td> <td>46筆</td> <td>9,904.91㎡</td> </tr> </table> これらは、全て会長専決でございます。		6件	18筆	3,956㎡	所有権の移転	13件	27筆	5,509.91㎡	使用貸借権の設定	1件	1筆	439㎡	合計届出件数	20件	46筆	9,904.91㎡
	6件	18筆	3,956㎡														
所有権の移転	13件	27筆	5,509.91㎡														
使用貸借権の設定	1件	1筆	439㎡														
合計届出件数	20件	46筆	9,904.91㎡														
	次に、農地法第5条の規定による農地転用届出受理の取消について、事務局より報告をお願いいたします。																
【事務局】	農地法第5条の規定による農地転用届出受理の取消について、1件の報告をいたします。 議案書6ページの下欄をご覧ください。 この件につきましては、令和4年7月7日に届出受理を行いましたが、その後原契約の合意解除があり、令和4年8月5日付で取消願が提出され、受理しました。																

【議長】	<p>続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。</p> <p>まず、農業委員又は推進委員の方から何かありますか。</p>
【一同】	(なし)
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	・農地パトロールの日程について
【会長代理】	<p>これをもちまして、令和4年第8回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和4年9月27日（火）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後3時41分</p>